

## ホテル・商業施設案に反対する理由

- \* 推進会議が掲げる理念との整合性が全くない。
- \* 現在の誤った土地利用の根本的解決をせず、現状追認することになる。過ちの繰り返し、上塗り。
- \* 防潮堤（134号線）の内堤に人命、財産を容認することになる⇒公的な防災責任が生じる⇒浸食を促進する護岸工事
  - ・現に市は津波を予想した対策訓練を行う
- \* 漁業振興と矛盾している。
  - ・漁業に及ぼす光害
  - ・ホテル客からのクレームなどのトラブル
- \* 14階マンションの開発許可を下ろしたこと自体、納得がいっていない（違法の疑い）。
- \* 行政の責任逃れになる。
  - ・海岸法の審査不十分
  - ・市自ら事業者に対してホテル建設を要請している
  - ・土地利用のポリシー不在、大幅な遅れ
    - {漁港区域（S25）、海岸保全区域（S31）である公共海岸内に住居区域指定（S46）}
  - ・高度制限なしの地区計画
  - ・払い下げ時に転売禁止などの条件を付けなかった（大京所有地）
  - ・払い下げ後の転売を市が促進している（A地区）
  - ・払い下げ申請時に海岸保全区域の除外を市が希望している（大京所有地）⇒海岸を商業地区へと誘導している
  - ・漁業振興に対するポリシー不在